

○容積率制限の合理化

防災・減災のため、今後建築物において整備が見込まれる以下の施設等について、容積率制限から除外する（容積率算定の基礎となる延べ面積から不算入とする。）。
なお、本事項は日本再生戦略において平成24年度中に実施することとされている。

＜容積率制限から除外する対象部分＞ ＊カッコ内の数字は除外する上限（建築物全体の床面積に対する割合）

備蓄倉庫（50分の1）



蓄電池（50分の1）



自家発電設備（100分の1）



貯水槽（100分の1）

